

平成25年度制度改正の内容（国民健康保険関係）

○ 国保料軽減制度に係る特例措置の恒久化

国保から後期高齢者医療制度に移行して国保の被保険者でなくなった者（特定同一世帯所属者）がいる国保世帯の保険料が急激に上がるのを避けるため、後期制度移行から5年間は5割軽減や2割軽減の判定の際に、特定同一世帯所属者を含めて軽減対象基準額を算定してきた特例措置を恒久化するもの。

(例) 夫婦2人世帯（夫：75歳以上、妻：75歳未満）
 (35万円×2名) + 33万円

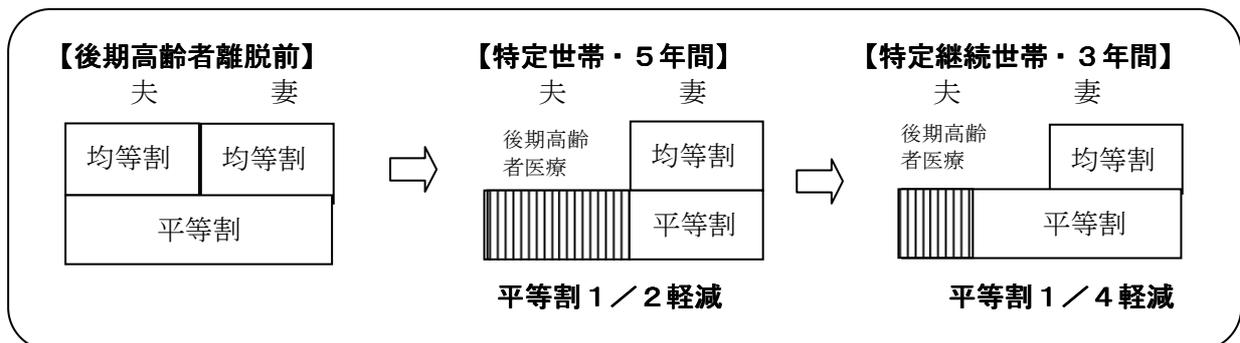


5年間の特例措置を恒久化

○ 特定世帯に係る国民健康保険料軽減措置の延長【特定継続世帯】

二人世帯で一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯（特定世帯）となる者については世帯割額を5年間半額とする措置。

特定世帯として5年を経過した世帯（特定継続世帯）に係る軽減措置について、軽減割合を1/4として3年間延長するもの。



○ 国保料納付の原則口座振替化（鳥取市国民健康保険条例施行規則の改正）

国民健康保険料の普通徴収に係る納付方法を原則口座振替とし、簡素化することにより、利便性を高め、収納率の向上及び自主納付体制の確立を図る。

鳥取市国民健康保険条例施行規則新旧対照表（平成25年4月1日施行）

改正後	改正前
<p>略</p> <p><u>（普通徴収に係る保険料の納付方法）</u></p> <p>第14条 <u>法第76条の3第1項の規定による普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法による。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書による納付その他の方法による。</u></p> <p><u>（保険料納付通知書）</u></p> <p>第14条の2 <u>条例第19条の規定による保険料納付通知書は様式第7号による。ただし、口座振替の方法により納付することができない者に対する当該通知書は様式第7号の2による。</u></p>	<p>略</p> <p><u>（保険料納付通知書）</u></p> <p>第14条 <u>条例第19条の規定による保険料納付通知書は様式第7号による。ただし、口座振替の方法により保険料を納付する者に対する当該通知書は様式第7号の2による。</u></p>

○ 延滞金の利率の見直し(平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用)

現在の低金利の状況に合わせ、延滞金の特例基準割合引下げる(税制改正に準じるもの)

- ・特例基準割合に年7.3%を加算した割合とする。
- ・ただし、納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合

《特例基準割合の定義》

現 行	改正後
各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割合引率に、年4%を加算した割合	各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年1%を加算した割合

(改正イメージ)

	本則	現行の特例	改正後の特例	※参考 平成25年
延滞金	14.6%	14.6%	特例基準割合 + 7.3%	9.3%
納期限後 3カ月以内	7.3%	特例基準割合 4.3%	特例基準割合 + 1%	3.0%

※ 特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合とする。